

ご存知ですか？

県の子育て家庭優待制度



県では、子育て家庭を社会全体で応援し、子育てが楽しいと感じられる環境づくりを進めるため、「いばらき Kids Club カード」を配布しています。

現在、協賛店舗は県内外で約5500店あり、カードの提示により、料金割引などのお得なサービスが受けられます。対象者は、市内に住民登録をしている妊娠中のかた、18歳未満の子どものいる家庭（1世帯に1枚）です。まだお持ちでないかたは、「母子健康手帳」または「1番下のお子さんの健康保険証」をお持ちのうえお申し込みください。

■お問合せ

子育て支援課 猿島庁舎
内線2215

※公共下水道事業認可区域と農業集落排水事業認可区域は補助対象になりません。

ます。

市では生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、家庭用の小型合併処理浄化槽を設置するかたに補助金を交付しています。

浄化槽は適正な維持管理定期検査を！

浄化槽をお使いの皆様へ

■お問合せ 生活環境課
岩井第三分庁舎
内線1453

保守点検

適正な維持管理と定期検査を行い、浄化槽を正しく使いましょう。

保守点検

※補助金は予算が無くなり次第終了となります。事前にお問合せください。

【補助金の額】

| 人槽区分 | 補助金の額 |
|------|----------|
| 5人槽 | 294,000円 |
| 7人槽 | 342,000円 |
| 10人槽 | 459,000円 |



清掃

浄化槽内に溜まつた汚泥などを抜き取るのが清掃です。年に1回以上（全ばつ気方式は6か月に1回以上）行う必要があります。

市に許可を受けた清掃業者に委託してください。

●10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3～4回行う必要があります。

●県に登録している保守点検業者に委託してください。

・生活環境課 岩井第三分庁舎
内線1453
・茨城県生活環境部環境対策課
内線2215

■お問合せ

●最初の検査は、浄化槽をきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

●県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会にお申込みください。

●最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8か月以内に行う必要があります。その後は毎年1回受ける必要があります（検査は有料です）。

●最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8か月以内に行う必要があります。その後は毎年1回受ける必要があります（検査は有料です）。

法定検査

●最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8か月以内に行う必要があります。その後は毎年1回受ける必要があります（検査は有料です）。